

日本版BPSDケアプログラム

利用ガイドライン

(区市町村向け)

令和3年4月1日

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
(令和7年8月13日改定)

1 利用ガイドライン（区市町村向け）について

東京都（以下「都」という。）では、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の行動・心理症状（以下「B P S D」という。）を軽減する「日本版B P S Dケアプログラム」（以下「ケアプログラム」という。）を、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「医学総合研究所」という。）と協働して開発しました。

このケアプログラムは、介護保険事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、B P S Dの症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするプログラムです。

都は、ケアプログラムを介護事業所等へ広く普及し、介護職員等のB P S Dへの対応力を高め、認知症ケアの質の向上を図ることを目指し、区市町村及び介護事業所等におけるケアプログラムの利用促進に取り組んでいます。

このガイドラインは、区市町村においてケアプログラムを適切に活用できるよう、その実施内容等を定めたものです。

2 区市町村において実施する内容

区市町村は、ケアプログラムを活用し、認知症ケアの質の向上を図るために、管内の介護サービス事業所及び介護保険施設等（以下「事業所」という。）に対し、次の取組を実施します。

（1）利用開始の申請

区市町村は、ケアプログラムの利用にあたって、都に対して、「日本版B P S Dケアプログラム利用申請書」（別紙様式1）を提出します。申請後、都から自治体管理者ID等が交付されます。

（2）ケアプログラムの普及

区市町村は、管内の事業所にケアプログラムを周知するとともに、ケアプログラムを利用する受講者の募集・選定を行います。

☞ ケアプログラムの周知について

説明会を開催し、ケアプログラムの説明や事例を紹介、今後の研修予定を周知することをお勧めします。説明会の内容や講師については、管内や近隣区市町村のインストラクター（後述）や、医学総合研究所に相談してください。

また、医学総合研究所のウェブサイトに15分間の紹介動画とリーフレット等を掲載していますので、御活用ください。

https://youtu.be/obK25vHEgso?si=7LGC_6hEaioTLGiO

<https://mentalhealth-unit.jp/research/bpsd>

（3）アドミニストレーター研修（e ラーニング研修）の実施

区市町村は、事業所の職員に対し、ケアプログラムの利用に必要な知識・技術を習得するための研修（以下「アドミニストレーター研修」という。）を提供します。

修了者に対しては、都から認知症チームケア推進研修修了証（認知症ケアプログラム推進事業実施細目別紙様式1）が交付されます。

アドミニストレーター研修修了者（以下「アドミニストレーター」という。）は、各所属においてケア計画の策定及びオンラインシステムへの入力を担います。

e ラーニング研修（LMS）

アドミニストレーター研修は、都と医学総合研究所が協働して開発した、別表1「アドミニストレーター研修（e ラーニング研修）標準カリキュラム」に基づき e ラーニング研修システム（LMS）により実施します。

区市町村は、研修の受講予定者に対して、e ラーニング研修のアカウント発行申込用 Web サイトを周知します。研修の受講予定者は、このWeb サイトを通じて、e ラーニングシステムのURL、ID 及びパスワードを取得し、一定の研修期間内に e ラーニング研修を受講します。

区市町村は、研修期間中、自治体管理者 ID 等を使って、e ラーニングシステムから受講状況を確認し、必要に応じて、期間内に修了するよう受講者に促します。

研修の受講者は、e ラーニング研修が修了すると、e ラーニング研修で使用したアカウント（ID、パスワード）により、オンラインシステム（DEMBASE）を利用することができます。

- ☞ e ラーニング研修の開講期間は、都が定める期間（年4回程度、1回につき約1か月）とします。また、e ラーニング研修の実施時期が特定の期間に集中しないよう、年度初めに都が調査を実施し、必要に応じて実施時期の調整を行います。
- ☞ e ラーニング研修の実施に係る詳細は、ケアプログラムを利用している区市町村に別途提供する下記マニュアル等を御参照ください。
 - ・「e ラーニング研修アカウント発行申込みの利用方法について」
 - ・「e ラーニング研修（LMS）の利用方法について」
 - ・「自治体における受講者の履修状況の確認方法について」

（4）アドミニストレーターの管理

区市町村は、アドミニストレーターについて、ID、所属先の事業所、氏名等を記載した管理簿を作成し、適切に管理します。

（5）フォローアップ研修

区市町村は、アドミニストレーターに対して、アドミニストレーター研修の実施後、原則として、別表2「フォローアップ研修標準カリキュラム」に基づき2回程度研修を実施し、ケアプログラムの継続的な利用を推進します。

2回のフォローアップ研修の修了者に対しては、修了証書（参考様式1）を交付します。

その他、アドミニストレーターがケアプログラムを適切に利用できるよう、必要

な支援を行います。

☞ 地域交流会の実施について

管内のアドミニストレーターを対象に、地域交流会を実施し、アドミニストレーター同士の交流を図ることを推奨します。実施は任意ですが、アドミニストレーターのモチベーションの維持や地域のネットワークづくり、ケアプログラムの利用状況を把握する良い機会になります。

(6) インストラクターの配置

区市町村は、医学総合研究所が行うインストラクター養成研修に、適切なアドミニストレーター等を受講生として推薦し、インストラクターの配置を図ります。

(7) オンラインシステム（DEMBASE）の利用状況確認

区市町村は、自治体管理者 ID 等を使用し、オンラインシステムに保管された管内のアドミニストレーターに関する情報について、確認することができます。

区市町村は、オンラインシステムを利用する事業所の情報を適切に管理するものとします。

☞ オンラインシステムの操作に係る詳細は、オンラインシステムに自治体管理者 ID 等を使ってログインし、マニュアルをダウンロードして御参照ください。

・「日本版BPSDケアプログラム DEMBASE自治体管理者用操作マニュアル」

(8) オンラインシステムに係る問合せ対応

区市町村は、オンラインシステムの利用に関して、アドミニストレーター等からの問合せに対応します。

なお、医学総合研究所においてもオンラインシステムの利用に係る相談窓口を設置し、区市町村、事業所の管理者、アドミニストレーター、受講予定者等からの問合せに対応しています。

(9) フォローアップ研修委託会社

医学総合研究所と契約している委託会社がありますので、利用希望があればご相談ください。（別途、区市町村と委託会社の契約が必要になります）

3 情報管理

区市町村は、業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例113号）、その他関係法令を遵守するほか、個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すとともに、正当な理由がなく、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはいけません。

別表 1

アドミニストレーター研修（e ラーニング研修）標準カリキュラム（240分）

	主な内容	所要時間
1	ケアプログラム講座 ① イントロダクション ② 日本版BPSDケアプログラムとは ③ ケアプログラムの流れ ④ 話し合いの進め方 ⑤ プログラムを使用した方の感想 ⑥ まとめ	140分
2	システム講座 ① ケアプログラムを開く ② 利用者さんを登録する ③ はじめて状態入力を登録する ④ 2回目の状態入力を登録する ⑤ 利用終了を登録する	100分

別表2

フォローアップ研修1日目 標準カリキュラム (120分)

	主な内容	所要時間
1	はじめに ・スケジュールや目的の確認 ・自治体、講師あいさつ	5分
2	紹介ビデオ ・NHK クローズアップ現代視聴	10分
3	自己紹介、参加のきっかけ (グループワーク)	10分
4	ケアプログラムの復習 ・ミニレクチャー ・行動・心理症状は大事なメッセージ (グループワーク)	45分
5	次回のフォローアップ研修までの課題 (グループワーク) ・どの利用者さんを選び、どの人に協力を得るか具体的な行動の発表	20分
6	質疑応答 ・全体、グループ内で出た質疑応答	20分
7	まとめ、おわりのあいさつ、今後の予定	10分

フォローアップ研修2日目 標準カリキュラム (120分)

	主な内容	所要時間
1	はじめに ・スケジュールや目的の確認 ・自治体、講師あいさつ	5分
2	グループワーク1 (自己紹介も含めて) ① 話し合いを設けて「良かった点、改善点、工夫した点」 ② 背景要因からどう議論し、解決したか、発見	60分
3	インストラクターから全体に共有	20分
4	グループワーク2 ・今日学んだことで、今後取り入れたいこと	20分
5	インストラクターから受講者へメッセージ	10分
6	まとめ、おわりのあいさつ、今後の予定、修了証について	5分

※ フォローアップ研修1日目は、アドミニストレーター研修実施後、1週間前後を目途に実施します。フォローアップ研修2日目は、1日目のフォローアップ研修後2か月後を目途に実施します。なお、講師は、インストラクターが務めることを原則とします。研修開催日程及び講師の推薦は、医学総合研究所と相談し決定します。

☞ フォローアップ研修2日目で使用する、利用者PDFに係る詳細は、ケアプログラムを利用している区市町村に、別途提供する下記マニュアル等を御参照ください。
・「フォローアップ研修2日目に使用する利用者PDFについて」